

令和二年二月

令和二年二月文京区議会定例議会議案(二)

文
京
区

目次

議案第六十七号	職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例	1頁
議案第六十八号	幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例	3頁

議案第六十七号

職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和二年二月十二日

提出者 文京区長 成 澤 廣 修

職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例

職員の服務の宣誓に関する条例（昭和三十四年七月文京区条例第二十六号）の一部を次のように改正する。
第二条に次の一項を加える。

2 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二條の二第一項に規定する会計年度任用職員の服務の宣誓については、前項の規定にかかわらず、任命権者は、別段の定めをすることができる。

付 則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

（説 明）

会計年度任用職員の服務の宣誓に係る規定を整備するため、本案を提出いたします。

議案第六十八号

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和二年二月十二日

提出者 文京区長 成 澤 廣 修

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成十二年三月文京区条例第二十九号）の一部を次のように改正する。

第十九条の次に次の一条を加える。

（業務量の適切な管理等）

第十九条の二 教育委員会は、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和四十六年法律第七十七号）第七条第一項に規定する指針に基づき、人事委員会の承認を得て、教育委員会規則で定めるところにより、職員が正規の勤務時間及びそれ以外の時間において行う業務の量の適切な管理その他職員の健康及び福祉の確保を図るための措置を行うものとする。

付 則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

(説明)

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和四十六年法律第七十七号）の一部改正に伴い、幼稚園教育職員の業務量の管理等に係る規定を整備するため、本案を提出いたします。

